

「記序」偽撰説批判覚書

菅野雅雄

六、用字に見る本文との差

- 七、壬申紀との先後関係
八、稗田阿礼の実在性

等を挙げるとみられる。

本稿は、この記序偽撰説の論拠に対する諸家の批判、及び残る問題点を整理し、今後の古事記成立論の覚書にしようとするものである。

一はじめに

『古事記』の序文に就いては、本文との文体の相違に着目して、既に近世末期からその偽撰なる事が論じられてきた。^{註1}それに対しては、吉岡徳明・岡田正之博士らに依り長孫無忌の「進五經正義表」が、また志田延義博士に依り同じ筆者の「進律疏議表」が、さらに本居宣長・倉野憲司博士らに依って『文選』等が、「記序」の典拠であった事が明らかにされ^{註2}て、この疑点は一応解消したが、それ以後も種々の観点に基づく「記序」の偽撰説が公にされて、論議は今尚後を断たない状態である。

二序か表か

「記序」が、『記』上巻冒頭に「古事記上巻併序」と記され、実質・内容も「序文」であり乍ら、

臣安万侶言……誠惶恐惶頓首頓首

の首尾を有し、上表文の形式を整えている事は周知の事である。

「記序」のこの点を把えて、かかる二重性格を有する序を持つ他の文献と比較し、記の偽書論の根拠として強烈に主張し続けておられるのが筏熙氏である。^{註3}

- 一、「記序」は序か表か
- 二、天武詔勅の存否
- 三、撰上の日時
- 四、序末署名の太安万侶の位階・官職
- 五、「姓」字の用法

氏は、上表文及び序文を有つ文献を列挙し、

(A) 上表文と序文との区別が明確なもの

イ 新撰姓氏録 表・序 弘仁六(八一五)

ロ 令義解 表・序 天長十(八三三)

ハ 延喜式 表・序 延長五(九二七)

(B) 上表と明記され乍ら内容が序に近いもの

ニ 続日本紀 上表二文 延暦十六(七九七)

(C) 序と明記され乍ら形式が上表に近いもの

ホ 古事記 序 和銅五(七一二)

ヘ 凌雲集 序 弘仁五(八一四)

ト 文華秀麗集 序 弘仁九(八一八)

チ 経国集 序 天長四(八二七)

と整理し、(B)の『続日本紀』のような書き方から(A)と(C)の両様の書

法に分かれたとみる。これは「(B)→(A)」の系列が本流であり、「(A)

↓(C)」はそれに対し派生した崩れた形であり、内容的にも『姓氏
録』や『令義解』の如き公式のものには、上表と序とを区別したと
し、詩文集の如きものは序に両方の性格を持たせた、と論じ、結論

として、『古事記』を「公式的なもの」から外し、七一二年という

成立時期を『凌雲集』の一四年以降に引き下げれば、明瞭に両系

列に甄別できるとされた。各典籍の編纂年次を見れば、後氏の言う

「(B)→(A)」「(B)→(C)」の二系列を認める事も可能であるが、これに

対し西宮一民氏は、『令義解』『延喜式』の「序」は、文中に「臣：

言、：謹序」とあるが、形式は表であり、前掲後氏の類別の(C)に入
るものとされ、別に(A)の中に、

を加えられた。この見解に従うと、年代的な観点からも(B)が元とい
う事が言えなくなり、「(B)→(A)」は成り立たなくなるのである。ま
た、純粹な表や序は僅かに二例で、他は何れも「表的序」と「序的
表」の如き歪曲されたもので、「記序」偽撰の根拠には成り難いと
説かれた。^{註4}

別に後氏の言われる「詩文集の如きものは序に両方の性格をもた
せた」との論点も、『懷風藻』が正式な序をもつ事の外に、その(C)
の分類の中に、

リ 日本後紀 序 承和七(八四〇)

ヌ 続日本後紀 序 貞觀十一(八六九)

が加えられるのは、明らかな反証となり得るものであろう。

かかる検討の結果に依れば、むしろ日本では、表と序との区別が
載然としていたとするべきであろう。

後世の眼によつて序と表とを峻しく弁別し、近代的な合理観に基
づいて編年して『記』の編纂年代を繰り下げるのは、決して妥当な
処置とは言えず、むしろ誤った結論を招く危険さえ有していると言
い得よう。すなわち、前掲の(A)(B)(C)の図式に従つて、初めから「記
序は偽撰」の観点に立てば、八一四年成立の『凌雲集』以下の諸書
と同一傾向、同一年代の編纂、という結果が導けようし、「記序は
真撰」の観点に立てば、「記序」は『凌雲集』以下の序の傾向の先
駆となるもの、とみることができよう。

この論点は、「記序」の真偽を定める決定的な事由にはなり得ず、
眞偽何れにしても他に何らかの明証を得て、その傍証となるものと
いえよう。

三 天武詔勅の存否と撰上の日付

周知の如く、「記序」中に「於レ是天皇詔之」として天武天皇の勅語の文言が記載されている。格別引用するまでもなく著名な「朕聞、：欲レ流レ後葉ニ」の一文である。そしてこの文が、「天武紀」に全く見られない、という事が亦「記序」偽撰説の一論点となっているのである。

勿論これも周知の「天武紀」十年三月条の

以詔川島皇子・忍壁皇子…令レ記定帝紀及上古諸事」。

の為事との関わりも大事であるが、この天武十年の為事は、拝命者が川島皇子以下十一名で、『古事記』とは全く状況が異なるのは明らかであり、むしろ『紀』『記序』の記事は重ねて、天武天皇の年来の念願・意志を端的に象徴したものと理解すべきことであろう。^{註5}

次に「記序」に見る撰上の日付「和銅五年正月二十八日」^(イ五)との関連で、『続日本紀』の当該年月条の記事、及び『書紀』撰上の記載を併せて考えてみる。

勿論、『続紀』元明天皇和銅五年正月条に『記』撰上の事は記載されていず、それのみでなく、『記』そのものに関しても『続紀』には何の記載もない。だが、この点に関連して『続紀』の紀奏上の記載をみると、その養老四年五月癸酉条に、

先レ是一品舎人親王奉レ勅修ニ日本紀、至レ是功成、奏ニ上紀卅卷
系図一巻。

とあり、問題は、この文頭の「先レ是……奉レ勅」の文言である。実は今更述べるまでもなく、この指示する舎人親王に下された詔勅

は、「天武紀」中にも無ければ、「持統紀」にも、文武・元明・元正の各天皇紀にも見えないのである。これも前引した「天武紀」十年条の記事との関係は問題となるが、天武十年の拝命者の筆頭は川島皇子と明白に記されている。川島皇子は持統五年九月「丁丑、淨大參皇子川嶋薨」であり、同じく次位に記された忍壁皇子も、文武天慶雲二年「五月丙戌、三品忍壁親王薨」であるから、舎人親王がその後を襲つたと考えられなくもないが、それに関する記事は『紀』『続紀』に一切無く、又、前引の文面は舎人親王が直接の拝命者とみられるものである。

『記』奏上の記事の無い事を、観点を変えて、『続紀』の記載ぶりとして眺めると、例えば、『記』編者太安麻呂の昇叙その他の記事としては、

(イ)慶雲元年春正月癸巳 正六位下太朝臣安麻呂、授從五位下

(ロ)和銅四年夏四月壬午 正五位下太朝臣安麻呂、正五位上

(ハ)靈龜元年正月癸巳 正五位上太朝臣安麻呂、從四位下

(ヘ)靈龜二年九月乙未 従四位下太朝臣安麻呂、為氏長

(ヌ)養老四年秋七月庚午 民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒

が見られる。これを一覧して気付くように、(イ)と(ロ)の項の間に安麻呂の昇叙の「從五位下より正五位下」の記事が欠落しているのである。

言うまでもなく、一官人の昇叙の記事と勅撰書完成奏上の記事との軽重は、とても同日の談ではなく、この安麻呂の件を以てしては計れぬ事ではあるけれども、『書紀』の「先レ是…奉レ勅」も斟酌して、『続紀』に無条件で記事の遺漏無き完璧さを求めるのは、やはり検討を要する事であるといえよう。

ただし、本稿では主題も異なり紙幅の都合もあって論究する事は憚るが、かつて論じた如く^{註6}『記』には未定稿の様相が極めて色濃く現われており、現存する『記』は、奏上されることのなかつた草稿本ではないかと筆者は考えている。論証しきつてはいないが、この編纂事業が未完成に終わった事が「天武紀」から賜勅の記事が欠落した大きな事由ではないか、とも考えられると思うが、この点に就いては、他日稿を改めて論じたい。

筆者の見る所に従えば、天武詔の『紀』に見えない事と、『記』完成奏上の記事が『続紀』和銅五年条に見えない事とは、「記序」の真偽、ひいては『記』そのものの真撰・偽撰とは異なる観点から論究すべき問題であろう。

四 安万侶の位階・官職

「記序」末に記載された編者安万侶の署名
正五位上熟五等太朝臣安万侶

に対して、

- イ 官記が落ちている事
- ロ 官位の低い事

が、これ亦、「記序」偽撰説の根拠とされている。

先ず(イ)に就いて、代表的な論究として役熟氏の最近の論文^{註7}を引いてみる。氏は

…官人としては、必ず「官職」がなければならない。この署名だけでは、安万侶は無官の大夫にならう。後に安曆が歿した時彼の官は民部卿であったから、或は同じ省内の何かの役に任せ

らっていたかも知れぬが、脱している。

と言われる。しかし歿時に民部卿であったとしても、その八年前和銅五年に「同じ省内の何かの役に」あつたろうと見るのは、現時の官僚組織をそのまま古代に当てはめた考え方で、政府高官の任免がそのような仕組みでない事は、官人の叙爵任官の例から容易に推定し得ることであろう。

氏は続けて、

：後世日本紀の講筵が朝廷で催された時、講師に宛てられた多朝臣人長は散位從五位下とある。官職のついていないう散位といふ資格である。安曆も、或は古事記編纂當時散位であつたのであろうか。散位散官に関する規定は大宝令にあつたが、養老令では除かれて了つたらしい。兎に角、何も記されていない以上、安曆の当時の官は雜任か、無かつたと考える外はない。

と言われるが、これも「散位」の規定に就いて言うなら、「散位散官に関する規定は養老令では除かれているが、大宝令にはあつたらしい」とするべきであろうか。署名に散位散官と記載しなければならなかつたのかどうかの点は、法制史学者の間にも定説はない。

ただし、「安曆の当時の官は……無かつたと考える外はない」の言には、意図は別にして、むしろ同感である。

しかし、更に続けて結論的に、

「邦家之經緯王化之鴻基」と著者自身自負する大著を、天皇制諸制度を整備した当時の官庁が無官の安曆の書を易々と献上、嘉納せられる事が出来たであろうか。

と述べられる点は首肯し難い。引用文末「出来たであろうか」と云う点は、役氏としては根拠ある推量であろうが、あくまでも推量の

域を出す、反面、『記』編纂の大事を「和銅四年九月十八日」に命を受け、凡そ四か月後の「和銅五年正月二十八日^(一五)」に一応成就というのであれば、これは激職の合間に成し得る事ではなく、「無官」であつてこそ、——恐らく大命降下と共に職を解かれたのであらう——の推察も、筏氏の推量と同じ程度の確率を持ち得るものと言えよう。勿論、その可能性の強弱が最も大きな問題であるけれども、これもこれ一事を以て真偽の決定的な根拠と成し得るものではなく、その蓋然性が真偽何れの側にも傍証として用いられるというものであろう。

次に(回)の点である。

これに関して集約し得る見解として藪田嘉一郎氏の説く所をみると、

かくの如き貴重の史書は、たとえ実際は安万侶の執筆であつても、編纂の総裁には顯官を戴き、その顯官の名において奏上するのが順序である。……(中略)……しかるに『古事記』が安万侶の如き、下位とはいわれないまでも、上位とは言えない人によつて、上位の顯官を差し措いて上進せられるが如きことは、当時の歴史を知る者の考え得ざるところである。

とされる。確かに『日本書紀』の「一品舍人親王」の例や、後年の『新撰姓氏錄』の「中務卿四品臣万多親王」等の例では、その傾向が認められるのであらうが、例えば『続日本紀』に就いてみると、その最終的な完成とみられる延暦十六年選上の記事が「上表」と共に、『日本後紀』桓武天皇延暦十六年条と『類聚国史』卷百四十七、文部下、国史の条とに同文で納められている。記事は、

十六年二月己巳。先是、重勅從四位下行民部大輔兼左兵衛督

皇太子学士菅野朝臣真道、……等、撰『続日本紀』。至是而成。であり、続けて「上表」は、

上表曰。臣聞。三墳五典。上代之風存焉。……謹以奉々進。で「記序」式の署名はない。しかし同記事は更に続けて、

帰之策府。是日。詔曰。天皇詔旨止^{良麻}勅。……勅御命乎聞食止宣。

従四位下菅野朝臣真道授^止正四位下。従五位上秋篠朝臣安人正

五位上。外従五位下中科宿禰巨都雄従五位下。

と記し、あくまでもその拝命・上奏の筆頭者は従四位下(行民部大輔兼左兵衛督皇太子学士)菅野朝臣真道である。これらを勘案して、一体、安万侶の「正五位上」と菅野真道の「従四位下」との間に何程の差異が存するというのであらうか。^{註8}

この一事を以てしても、安万侶の位階官職の問題は、「記序」の真偽の根拠とは成り難いことが認められよう。

なお、この点に就いて倉野憲司博士が要領よく纏めておられるのを引用しておこう。^{註9}

筏氏は、古事記は無官の太安万侶の単強編纂であつて、重要な地位の人が総裁となり数名の専門有能な学者が参加して行はれる公式的編纂の場合の常例と異なるので疑はしいと言つてゐるが、日本書紀の場合はどうであらうか。続紀によれば舍人親王単独の修撰となつてゐるではないか。しかも一品親王といふ地位も身分も高い人ではあるが官は記されてゐない。更には又、続紀和銅七年二月の戊戌条に、

詔^止従六位上紀朝臣清人、三宅藤麻呂、令^レ撰^ニ国史。

とあるのをどう見るであらうか。勅命によつて国史を修撰するといふ公式的な重要な編纂事業に、安万侶より位の低い清人と

無位の藤麻呂の僅か二人、しかも共に無官の人が当つたと明記されてゐるではないか。従つて安万侶の古事記撰録を常例に外れた異常のものとして古事記序に疑ひの眼を向けるのは全く見当違ひと言はねばならない。

五 「姓」字の用法

はじめに掲げた如く「用語に見る序と本文の差」という点も「記序」偽撰の理由の一に挙げられていたが、これは「記序」が、長孫無忌の「進五經正義表」「進律疏義表」等に拠り、四六駢麗体の潤色を多く受けているから、との先学の説明で解決されていよう。ここでは特に「姓」字の用法についてのみ記しておく。

「記序」中、稗田阿礼を語つて、
時有^二舍人^一、姓稗田、名阿礼

と記される所、この「姓」字の用法が「氏(うじ)」の意であり、本来の「姓(かばね)」を意味しない、という論である。

この点に就いては下述の如く、既に西宮一民氏の駁論があるが、^{註10}一応整理しておくと、「姓」字は、『記』中、「序」に三例、「中巻」に一例、「下巻」に四例の計八例が見られる。列記すると、

序 1、姓稗田名阿礼（当該条）
2、正^レ姓撰^レ氏

3、於^レ姓日下謂^ニ玖沙訶^一於^レ名帶字謂^ニ多羅斯^一

中巻 4、有^ニ麗美壯夫^一不^レ知^ニ其姓名^一（崇神記三輪山伝説）

下巻 5、今科^ニ課役^一是以百姓之榮。（仁德記）

6、亦此御世於^ニ若桜部臣等^ニ賜^ニ若桜部名^一、又比売陀君等

賜^レ姓謂^ニ比売陀之君^一也。（履中記）

7・8、於^レ是天皇愁^ニ天下氏氏名名人等之氏姓忤過^一而、……定^ニ賜天下之八十友緒氏姓也。（允恭記）

である。この中、1は当該条であり除くとして、2とそれに対応する下巻中の7・8は明らかに「カバネ」を意味すると見られる。また6は「若桜部名」に対して「賜姓」の意は「比売陀」にあるのか「君」にあるのか判然としない。これらに対し、3・4・5の三例は、明らかに1の例と同じく「氏」を示した用法である。

この用法を『続日本紀』に照してみると、例えば、文武二年八月条に「八月戊子朔、茨田足嶋賜^ニ姓連^ニ」、同三年正月条「癸未詔授^ニ内薬官桑原加都直広肆^ニ賜^ニ姓連^ニ」の如き、『記』例2・7・8と同じく「カバネ」の意の用例の見られるのは当然であるが、文武二年四月条の「侏儒備前国人秦大兄、賜^ニ姓香登臣^ニ」、大宝元年三月条「壬辰、令^ニ僧弁紀還俗^ニ代度^ニ一人。賜^ニ姓春日倉首名老^ニ授^ニ追大壱^ニ」の如く、『記』例6同様、判然としない用法の間に、西宮氏の指摘される如く、文武四年八月条の

乙丑、勅^ニ僧通德、惠俊^ニ並還俗、代度各一人、賜^ニ通德姓陽侯史、名久爾曾^ニ、授^ニ勤広肆^ニ、賜^ニ惠俊姓吉、名宣^ニ、授^ニ務広肆^ニ、為^ニ用^ニ其芸^ニ也。

の「姓陽侯史、名久爾曾」には「史」が加えられていて、未だ疑点が残るにしても、後段「姓吉名宣」は疑いも無く「姓稗田名阿礼」の用法と同一である。これがたとえ延暦年中の執筆ゆえと強弁するにしても、この他にも一例、和銅四年条に

八月丙午、酒部君大田、粳麿、石隅三人、依^ニ庚寅年籍^ニ賜^ニ鴨部姓。

と、持統朝庚寅（六九〇）年の戸籍を基にしての記載があるところを見れば、既に和銅期にこのような用法の存在した事は認められよう。

なお付言すれば、『書紀』にも「姓」字をカバネ以外の意に用いた例が散見する。今ここに一例を挙げると、「景行紀」四十年是歳条、日本武尊が東征して上総より陸奥国に入る。蝦夷の賊首・嶋津神・国津神らこれを距がんとして果せず、その威勢を怖じて望み拝んで申す言葉に

「仰ぎて君が容みかほを視れば、人倫に秀すぐれたまへり。若し神か。姓名を知けなまらむ」とまうす。王、対へて曰はく、「吾は是、現人神の子なり」とのたまふ。

とある。この「姓名」を古来ミナと訓み習わすが、カバネの意以外に用いた例といえよう。『紀』には多い用法である。

六 壬申紀との先後関係

直截的に「記序」が偽撰なる事を主張されたものではないが、「現在の形に固定した古事記、即ちいわゆる現古事記が全体として成立したのはいつかということ、その最下限を求める」として、西田長男博士は、「記序」は「壬申紀」を見なければ書けなかつたと主張された。^{註11}

その論点は、倉野憲司博士が簡明に纏められたものに従うと

(1) 日本書紀の天武紀上の史料のうちには、安斗宿称智德日記や調

連淡海日記などが用ゐられてゐることは疑ひない。

(2) 祀紀卷十五を見ると、「私記曰。案從五上調連淡海、從五下安斗宿称智德等

日記云。……」とあるが、淡海が従五位下であったのは、紀によると和銅六年正月二十三日から養老七年正月十日までの間であり、この間養老四年五月二十一日には日本書紀が奏上されてゐるので、右の日記が壬申紀の史料として提出されたのは、和銅六年正月二十三日以後、書紀成立までの間としなければならない。

(3) 古事記序文は壬申紀を見なければ書けなかつたと考へられるが、その成立は和銅五年正月二十八日（イ二十五日）であるのに、壬申紀の史料となつた調連淡海日記は和銅六年正月二十三日以後のものであるから、年代的に矛盾してゐる。

となる。この、西田博士が、「記序」が「壬申紀」を参考にしなければ記し得なかつたとされる根拠は、次の五条である。

(1) 「投シ夜水ニ而知シ承ス基。」（記序）

「將シ及シ横河ニ。有シ黒雲廣十余丈ニ経シ天。時天皇異之。則舉シ燭親秉シ式占ト曰、天下兩分之祥也。然朕遂得シ天下ニ歟。」（壬申紀）

(2) 「然天時未シ臻。蟬ニ蛻於南山ニ。人事共給。虎ニ步東國ニ。」（記序）

「臣今日出家。為シ陛下ニ欲シ修シ功德ニ。天皇聽之。即日出家法服。……或曰。虎著シ翼放之。」（壬申紀）

(3) 「皇輿忽駕。凌シ度山川ニ。」（記序）

「因以御駕。乃皇后載シ輿從之。逮シ于津振川ニ。東駕始至。便乘焉。」（壬申紀）

(4) 「六師雷震。三軍雷逝。」（記序）

「然夜嘵欲シ雨。不レ得シ淹息シ而進行。於是。寒之雷雨已甚。」

(壬申紀)

「天皇於茲行宮興野上而居焉。此夜雷電雨甚。則天皇祈之曰。天神地祇扶朕者。雷雨息矣。言訖即雨止之。」(壬申紀)

(5) 「杖矛舉威。猛士烟起。絳旗耀兵。凶徒瓦解。」(記序)

「恐其衆与近江師難別。以赤色著衣上。」(壬申紀)

「旗幟蔽野。埃塵連天。鉦鼓之声。聞數十里。列弩亂發。矢下如雨。」(壬申紀)

この西田説に対する反論は、同種の趣きで西宮一民氏^{註13}、遅れて倉野憲司博士^{註14}から提出されており、その中、西宮氏説に対しても西田博士の駁論があり、西宮氏の再批判も公にされていて、筆者には、これに付け加えるべき何物も、今は用意がない。

ただ、上記各論の基となつた論考が早く公表されているが、西田博士が軽く触れられたのみで、論争の間に見失われている。よって、偽書説検討の覚書たる立場から改めて引用しておく。それは「壬申の乱の筆録者」と題する田辺爵氏の論考で、「壬申の乱の顛末を筆録したものは、……智徳、淡海、君手であった」と論じられる中で、西田博士と同様な指摘を

6 杖矛舉威猛士烟起。絳旗耀兵兇徒瓦解——恐其衆与近江師難別、以赤色著衣上。または、旗幟蔽野埃塵連天。鉦鼓之声

7 歳次大梁、月蹕夾鍾、清原大宮、昇即天位——二月丁巳朔癸未、天皇命有司、設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮。

以上の七条によれば、記紀両者の間に何らの錯誤も乖離も認められない。むしろ記以前に書紀の原文が存したとさえいえるであろう。書紀の本文を戦闘叙述の報告書と見るとときにおいてのみ記の上表文は要約しうる論断であると首肯される。記と紀とが別個の報告なり記録なりに基づいたとするならば、当然異伝が存してしかるべきだからである。

1 聞夢歌想纂業——契冲も秀根も所見なしとしたが、古事記序解や上表文講義には、夢歌を天智十二年紀の童謡三首と見てある。その第三歌は天平勝宝四年二月大伴家持の筆録した、壬申乱平定後の歌に影響しているらしいが、確証は認めがたい。

2 投夜水而知承基——これは次の事実の要約である。及夜半

到隱郡……將及橫河、有黑雲廣十余丈、經天。時天皇異之、則舉燭親秉式、占曰、天下兩分之祥也、然朕遂得天下歟。

3 然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共治、虎步於東國。——これは次の記事による構文である。臣今日出家、為陛下欲修功德、天皇聽之、即日出家法服……或曰虎著翼放之。

4 皇輿忽駕、凌渡山川——因以御駕、乃皇后載輿從之、逮于津振川、車駕始至、便乘焉。

5 六師雷震、三軍電逝——然夜喧欲雨、不得淹息、而進行、於是寒之雷雨已甚。あるいはまた、天皇於茲、行宮興野上而居焉。此夜雷電雨甚、則天皇祈之曰、天神地祇、扶朕者雷雨息矣。言訖即雷雨止之。

と。そして続けて田辺氏は、人麻呂の高市挽歌を出して西田博士と同趣の論述を展開しておられる事を付記しておく。

七 おわりに

残された一点、「稗田阿礼」の実在性に関する論議は、性別から職掌、歴史的背景にまで及んで多岐に亘り、今日迄に公にされた論考の数々を整理するだけで、優に制限の紙数を越えることになる。ただ、いずれにしてもこの「稗田阿礼」をめぐる諸問題こそが、「記序」の、さらには『記』 자체の真撰偽撰の論議の攻防の山であり、眞偽どちらの側からみても、解決の困難な、そして解決を付けなければならぬ課題であるといえよう。が、本稿では敢て省筆して他日を期することとする。

古事記偽書説は、成立論の一環として今後ますます深められなければならない問題点であり、同時に大層興味深い問題でもある。た

だ偽書説を通観してみると、偽書説相互に矛盾をきたした論証も目につくのは注意を要しよう。一例を略述すると、『記』に「モ」の仮名が甲乙両類に完璧なまでに書き分けられている事は著名な事実であるが、その完璧さ、及び他の典籍に見られぬ区別である点に目^{註18}を向けて、後代の作為性を論ずる説がある。そして更にその作為者を『弘仁私記』の筆者多人長に擬し、

『書紀』研究の学者といつても、『弘仁私記』序によれば多人長は歴史学者というより、国語学者、言語学者としての傾向が強い。

と説くのである。この説く所は、これのみ取り上げて考察すれば充

^{註19}

分に説得力ありと評せようが、一方、先に略述した「記序」末の安万侶の署名に対する偽書論の「上位の顧官を差し措いて上進せられるが如きことは当時の歴史を知る者の考え得ざるところである。」なる見解と、どのようにかかわるのであろうか。一方で偽撰者を書紀講筵の碩学と讚え、片方で「歴史を知らぬ者」と論じるのでは、まさに矛盾撞着と評さざるを得ないのではなかろうか。

しかし今後は、このような論考どうしの矛盾点を解消し、偽書説を古事記成立論の中に正しく位置付けなければならない事は言う迄もなかろう。その為にはまず偽書論を、その研究史共々集大成する必要がある。^{註20}と考へる。

本稿は、そのような筆者の意図に基づく、偽書説批判の覚書である。記し残した点、及び『記』本文に対する偽書論の覚書は、すべて他日に譲るものとする。

(五一・一一・二四脱稿)

註1 拙稿「古事記偽書説の初見—偽書説論考その1」『びぞん通信』四

一号所収、昭和五十一年四月。同「賀茂真淵の序文偽書説—偽書説論考その2」『びぞん通信』四二号所収、昭和五十一年六月、等参看。

2 吉岡徳明『古事記伝略』明治十四年三月刊・岡田正之『近江奈良朝の漢文学』昭和四年七月刊。志田延義「古事記上表に見える『通』の典拠』『日本精神文化研究所所報』昭和九年十一月・同『古事記上表の諸典拠』『国語と国文学』第十二卷第二号、昭和十年二月。本居宣長『古事記伝』二之巻・倉野憲司「古事記序に及ぼしたる漢文学の影響」『上代国文』昭和十年六月など。

3 『古事記偽書論を主題とせる上代文献の研究』昭和二十六年四月刊。『上代日本文学論集』昭和三十年一月刊。その後の論文として「古

「記序」偽撰説批判覚書

事記偽書説は根拠薄弱であるか」上・下、『国語と国文学』第三十九卷第六・七号、昭和三十七年六・七月、を主に採り上げる。

4 本稿中の西宮一民氏の所説は、総て『上代日本の文章と表記』昭和四十五年二月刊、に基づく。特に五九～八三ページ参照。

5 この「詔」という事に関する梅沢伊勢三氏が、『古事記年報』第十九号（昭和五十二年早々に刊行か）に「記序、天武の詔についての一考察」と題した論文を寄せておられる。この件に就いて論及する事は該論文が公表されるまで待ちたい。

6 抜著『古事記系譜の研究』昭和四十五年十一月刊。特にその一六八

・一六九・一八〇・二三二・二三六・二四九・二五〇・二六五ページ等参看。

7 「古事記序文の法制史的研究—偽書説の修正」『解釈』第二十一卷

第十一号、昭和五十年十一月号。この論文は、先著『上代日本文学論集』や「古事記偽書説に就いて」『花園大学研究紀要』創刊号、昭和四十五年三月、と共に、非常によく纏まって、特に官記に就いて論ずる所の多いものである。

8 菅野真道らが『続紀』奏上と同時に位階の昇叙にあずかっているのに対し、安万侶が「正五位上」より「從四位下」に昇るのに『記』完成の和銅五年より三年の時日を要したのは、『古事記』が偽書でその事が無かつたとも見られようが、筆者は、前述の如く『記』が奏上されなかつたため、とみる。

9 『古事記全註釈』第一巻序文篇、一八ページ。昭和四十八年十二月刊。

10 註4同書、六四ページ

11 「壬申記と古事記の成立」『国学院雑誌』第六十三卷第九号、昭和三十七年九月。

12 註9同書。二七～二九ページ

13 「古事記序文の成立について」『国学院雑誌』第六十六卷第四号、昭和四十年四月。

14 註9同書。二七～二九ページ

15 「曾富理神—古事記の成立をめぐる疑惑—」『宗教研究』一八四号、昭和四十年六月。この論文は、前半部分が、万葉集卷一の一九九番人麻呂の高市挽歌を取り上げ、これと壬申紀並びに記序との比較を試み、前説を補填している。後半部分では、「記」上巻中の大年神の系譜中の神々の出自を論じ、その中「曾富理神」の記載によって、「記」の成立年代を和銅五年より「すくなくとも八十三年の後代に引きさげねばならぬこと」を論じられた。

16 註4同書。六六～七一ページ

17 雑誌『文学』第二十一卷第十一号所収論文、昭和二十八年十一月。松本雅明「古事記の奈良朝後期成立について」上・下『史学雑誌』第六十五篇第八・九号、昭和三十年八・九月号。

18 引用文は、大和岩雄『古事記成立考』昭和五十年十一月刊。本書の「四、上代特殊仮名遣の使用をもつて『古事記』の古さの証明にはならない」（六六～九三ページ）の項は、この点を詳述している。

19 前註19の大和岩雄氏の著書は、よく偽書説を集成した好著と評せよう。しかし、著者が初めから『記』は偽撰との考えに立っての論述であり、総合的な検討という意味では欠ける点があるのが惜しまれる。

後記 註5の梅沢氏論文を収めた『古事記年報』（十九）は、五十二

年一月二十八日に刊行されたが、本稿はすでに校正中であったため、加筆し得なかった。